

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第5073711号
(P5073711)

(45) 発行日 平成24年11月14日(2012.11.14)

(24) 登録日 平成24年8月31日(2012.8.31)

(51) Int.Cl.

E04H 13/00 (2006.01)

F 1

E O 4 H 13/00

A

請求項の数 1 (全 8 頁)

(21) 出願番号 特願2009-140204 (P2009-140204)
 (22) 出願日 平成21年6月11日 (2009.6.11)
 (65) 公開番号 特開2010-285795 (P2010-285795A)
 (43) 公開日 平成22年12月24日 (2010.12.24)
 審査請求日 平成21年8月25日 (2009.8.25)

(73) 特許権者 598051118
 須藤工業株式会社
 東京都足立区西伊興3-14-22号
 (74) 代理人 100120916
 弁理士 佐藤 寿見子
 (72) 発明者 須藤 正則
 埼玉県さいたま市岩槻区美幸町2-30
 審査官 渋谷 知子

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】納骨堂

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

屋根と胴部壁面を有し、前記屋根と前記壁面で囲まれた空間に耐火性ケースと祭壇部を備え、前記屋根に太陽光発電パネルが設置された納骨堂であって、
 前記耐火性ケースの内部に複数の骨壺を収納し、前記祭壇部に外付けの記憶媒体を装着可能な電子的な画像表示装置が載置され、
 この画像表示装置は前記太陽光発電パネルから電源を得ると、外付けの記憶媒体が装着されているときはこの記憶媒体に記録されている画像データを表示し、装着されていないときは宗教的画像を表示することを特徴とする納骨堂。

10

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、寺院の境内などに、安価で容易かつ短期間に建設でき、火災から安全に遺骨を保護できるとともに、電源として太陽光を用いる納骨堂に関するものである。

【背景技術】

【0002】

寺院には、遺骨を自宅などに保管している人から、遺骨を墓建立まで預かってほしい、墓建立の予定がないので寺院側で永久的に預かってほしい等、いろいろな要望がある。いずれも切実な要望のため、寺院としては遺骨の仮安置場所や永代供養墓を設けるといった

20

対応に迫られている。檀家数の少ない小規模な寺院であって境内が狭い寺院などのニーズに応えるためには、所要床面積が小さく、安価な納骨堂の提供が望まれる。

【0003】

このような要望に応えるものとして、特許文献1には、寺院内で各種法規制に拘束されずに短期間で容易に建立でき、安価で、礼拝用の莊厳な礼拝部設備もあり、かつ多数の位牌・遺骨箱等を載置するための複数段の位牌・遺骨箱安置棚を備えた多面体胴部壁面の位牌・納骨堂を提供する「多面体胴部壁面の位牌・納骨堂」が開示されている。

特許文献2には、多数の遺骨を保管するとともに、納骨室と隔壁を介して配置された礼拝室を備えることにより参拝の利便性を向上させた「納骨堂」が開示されている。

【先行技術文献】

10

【特許文献】

【0004】

【特許文献1】実用新案登録第3078637号

【特許文献2】特開2008-223238号

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0005】

特許文献1に記載の考案は、安価かつ容易に墓地の不足の問題を緩和するのに役立つ。しかも、宗教的施設としての尊厳性にも配慮している。

しかしながら、内部壁面前部に多数の位牌・遺骨箱等を載置するための複数段の位牌・遺骨箱安置棚を配置させなくてはならない。

20

また、礼拝部には、本尊像の描かれた掛け軸や仏壇等を設置しているが、これでは余りにも通り一遍過ぎて、故人を偲ぶ縁とはなりそうにない。即ち、通常自宅に置かれる仏壇のように縁者の戒名が彫られた位牌のような特定の故人のものが置かれているわけではなく、単に共用の祭壇にすぎない。いくら壁面にそって配置された棚に遺骨や位牌が載せられていても、参拝者に深い感慨や思い入れをもたらすとは考えがたい。

【0006】

特許文献2に記載の発明は、遺骨の搬送装置を用いていない点で低コスト化を実現している。しかしながら、礼拝及び納骨室の設備や参拝者への利便性向上のためのコンピュータシステムの設置には、開発のみならず運用にも多大のコストを必要とし、中小規模の寺院にとって導入が困難である。また、参拝者が礼拝室の操作パネルに適宜入力することによって、特定の故人を偲ぶことが可能となっているが、年配者にとって操作パネルへの入力はなじみが薄い。納骨堂への参拝者の多くが年配者と推定される以上、この点は当該納骨堂の普及にとって障礙となる。

30

また、特許文献1および特許文献2のいずれも、火災による遺骨の消失を防ぐことはできない。

【0007】

以上のような問題点に鑑み、本発明は、容易かつ安価に、しかも火災から安全に遺骨を保管し、かつ、参拝者が縁者を偲ぶにふさわしい祭壇を提供することを目的とする。

【課題を解決するための手段】

40

【0008】

上記の目的を達するために、請求項1に記載の発明は、屋根と胴部壁面を有し、前記屋根と前記壁面で囲まれた空間に耐火性ケースと祭壇部を備え、前記屋根に太陽光発電パネルが設置された納骨堂であって、前記耐火性ケースの内部に複数の骨壺を収納し、前記祭壇部に外付けの記憶媒体を装着可能な電子的な画像表示装置が載置され、

この画像表示装置は前記太陽光発電パネルから電源を得ると、外付けの記憶媒体が装着されているときはこの記憶媒体に記録されている画像データを表示し、装着されていないときは宗教的画像を表示することを特徴とする。

このように、記憶媒体が装着されていないとき、すなわち参拝者がいないときでも、宗教

50

的画像（例えば、ご本尊や曼荼羅）が表示されているので、宗教施設らしい莊厳さを醸しだすことができる。

【0009】

下記の実施形態の施錠手段を備えた耐火性金庫は耐火性ケースの一例である。たとえ、納骨堂が火災にあっても収納してある遺骨を守ることができる。

電子的な画像表示装置としては、パソコンによって制御される各種ディスプレイ、デジタルフォトフレームなどがある。複数の檀家が想定される本発明の納骨堂では、参拝者ごとに異なる戒名などをその都度変更表示させなくてはならないので、表示・非表示が自在の電子的な表示手段が最適である。画像表示装置の電源を、太陽光発電パネルから得るのでランニングコストを低減させるとともに環境にも配慮することができる。10

【0010】

上記の目的を達するために、前記画像表示装置としてデジタルフォトフレームを用いて、外付けの記憶媒体が装着されると、この記憶媒体に記録されている画像データが前記デジタルフォトフレームの画面上に表示されるようにしてもよい。

デジタルフォトフレームとは、デジタル画像の表示専用のディスプレイであり、コンピュータを使わなくてもデジタル画像を表示させることができる。このように単機能であるため、パソコンよりもはるかに少ない消費電力で動作する。

したがって、デジタルフォトフレームを利用するならば、デジタルフォトフレーム単体で動作するので、表示を制御するためのパソコンは不要であり、太陽光発電パネルから得られる電力だけで十分まかなうことができる。20

下記の実施形態のUSBメモリは、外付けの記憶媒体の一例である。電源を入れたデジタルフォトフレームにUSBメモリを接続すると、デジタルフォトフレームはUSBメモリ内に保存されている画像ファイルを自動的に認識して表示を行うのが一般的である。

【0011】

上記の目的を達するために、前記外付けの記憶媒体に記憶させる画像データとしては、戒名や遺影を含む故人に関する静止画像あるいは動画であることが好ましい。

戒名が文字データとしてではなく画像データとして記憶されているならば、デジタルフォトフレームは、特別な処理をすることなく簡単に戒名を表示できる。戒名に限らず、故人に関する静止画や動画も表示可能なので、在りし日の故人を偲ぶことができる。30

【発明の効果】

【0013】

安価で短期間で設置でき、しかも火災等から安全に遺骨を保護できる納骨堂を提供でき、複数の遺骨を祀ってあっても、参拝者が自分の縁者である特定の故人にのみ向かい合っているという雰囲気を演出できる。

【図面の簡単な説明】

【0014】

【図1】実施の形態の納骨堂の外観正面図である。

【図2】実施の形態の納骨堂の外観側面図である。

【図3】実施の形態の納骨堂の外観背面図である。40

【図4】実施の形態の納骨堂内部の側面図である。

【図5】実施の形態の納骨堂内部の耐火性ケースの正面図である。

【図6】実施の形態の納骨堂内部の耐火性ケースの平面図である。

【発明を実施するための形態】

【0015】

図面を参照しながら、本発明の一実施の形態について説明する。

【0016】

本実施形態の納骨堂1は、図1～図3に外観を示すように、4つの胴部壁面2と屋根3を有し、寺院の境内などに設けたコンクリート造りの基礎4の上に建立される。屋根3には宝珠5などの屋根飾りを付けることで宗教施設らしくなる。各壁面は、前部壁面のガラ50

ス部分 16、後部壁面の扉 6 以外は、任意枚数の板材から形成され、この板材は金属製でも樹脂製でも特に限定しない。

【 0 0 1 7 】

屋根 3 には、太陽光発電パネル 7 が設置されている。図には、太陽光発電パネルは 1 台のみ記載されているが、1 台以上任意台数設置できる。屋根 3 のどの部分に設置するかは納骨堂 1 が建立される場所の地形や方位によって適宜決定する。納骨堂が設置される地形によっては、納骨堂とは別の箇所に太陽光発電パネル 7 を設置してもよい。

【 0 0 1 8 】

納骨堂 1 は、図 4 に示すように、胴部壁面 2 と、天板 8 及び底板 9 とから形成される内側の空間 10 を有する。この納骨堂 1 の内部 10 には、骨壺を収納するための耐火性の金庫 11 が設置され、金庫 11 の後方に祭壇部 12 が配設されている。なお、本実施形態では、金庫 11 の前面（錠前 15 が取り付けられている面）は、納骨堂 1 の後壁面に向かい合っている。扉 6 を開けて、納骨堂 1 内に入室し、骨壺を金庫 11 に出し入れする便宜のためである。10

【 0 0 1 9 】

本実施形態の特徴のひとつとして、骨壺 13 を収納するために金庫 11 を使用する点がある。

図 5 は金庫 11 の正面図であり、内部に複数の棚板 14 が等間隔で取り付けられ、この棚板 14 の上に骨壺 13 が置かれ、施錠される。錠前 15 は、テンキー式など種類を問わない。20

各棚板 14 の上には、図 6 に示すように 1 つの棚板 14 の上に複数の骨壺 13 が載置される。

例えば、縦・横が約 1 m、高さが約 2 m の金庫に 4 つの棚で内部を 5 段にした場合、直径が 22 cm、高さが 27 cm の骨壺であれば、各段に 16 個、合計 80 個を収納できる。もちろんこの数字は一例であり、設計によってこの限りではないが、このくらいの大きさの金庫 11 であれば、床面積が 1 坪程度の狭い敷地にも納骨堂 1 を設置することができる。

建立できる敷地の面積によって納骨堂の床面積を決定すればよく、もし広くとれるならば、金庫 11 を複数個設置してもよい。

【 0 0 2 0 】

遺骨を収納するのに本発明では、金庫のように既に製作済みのケースを納骨堂 1 内に搬入するだけでよいが、特許文献 1 では、壁面内側への棚の取り付け作業が発生する。これは工期短縮やコスト削減に関して本発明に極めて有利な点である。30

しかも、耐火性があるので、屋外に設置されている納骨堂 1 が火災にあっても遺骨は保護され、檀家などは安心して遺骨を預けることができる。もし、耐火性の金庫を使用しないのであれば、壁面や屋根に耐火性の建材を使用しなくてはならず、コストを押し上げることになるが、本実施形態では、安全・安心を低成本で確保できる。

なお、特に図示はしていないが、スペースに余裕があれば、骨壺とともに位牌を収納してもよいことは言うまでもない。

【 0 0 2 1 】

祭壇部 12 は、図 4 に示すように、外部ガラス仕切り 16 と内部ガラス仕切り 17 を備え、内部ガラス仕切り 17 の奥に、デジタルフォトフレーム 18 を利用した電子的な位牌 19 を設置する。電子的な位牌 19 は、図 1 に示すような装飾をデジタルフォトフレーム 18 の周囲に施すと通常の位牌と同様の外観となる。また、電子的な位牌 19 を須弥壇 20 の上に載せるとさらに祭壇らしくなる。40

【 0 0 2 2 】

外部ガラス仕切り 16 と内部ガラス仕切り 17 の間の空間には、USB メモリ 21 の USB プラグを挿入するためのメモリ受け台 22 を設置する。ここで、メモリ受け台 22 は、USB メモリ 21 の USB プラグ（図示せず）に接続する USB レセプタクル（図示せず）を備えている。この USB レセプタクルは、デジタルフォトフレーム 18 の回路とつ50

ながっており、USB プラグがUSB レセプタクルに接続されると、USB メモリ 21 内のデジタルデータがデジタルフォトフレーム 18 に転送される。

参拝客が持参したUSB メモリ 21 をメモリ受け台 22 に挿入できるようにするため、外部ガラス仕切り 16 の下部 23 は開閉可能とする。

祭壇部 12 の下方の空きスペースには、太陽光発電関連機器 24（充電コントローラ、バッテリ、インバータ等）を設置する。

なお、図 4 では、太陽光発電パネル 7 と太陽光発電関連機器 24 とを繋ぐケーブル・コード類の図示を省略している。太陽光発電関連機器 24 とデジタルフォトフレーム 18 、及びデジタルフォトフレーム 18 とメモリ受け台 22 についても同様に省略する。

【0023】

10

本実施形態の電子的な位牌 19 は、デジタルフォトフレーム 18 の表示機能を利用した点に特徴がある。以下、デジタルフォトフレーム 18 への表示について説明する。

昇る太陽の光によってデジタルフォトフレーム 18 を表示させるに足る電力が得られると、自動的にデジタルフォトフレーム 18 に電源が入り、仏像や曼荼羅などの宗教的対象物が表示される。デジタルフォトフレーム 18 の内蔵メモリ内に予め仏像などの汎用的な画像データを記憶させておき、USB メモリ 21 のUSB プラグとメモリ受け台 22 のUSB レセプタクルとの接続が検知されていない状態では、この汎用的な画像を表示させるようなプログラムを設定しておく。

【0024】

20

この納骨堂 1 の利用者は、遺骨を預ける際に当該利用者専用のUSB メモリ 21 の交付を受けておく。このUSB メモリ 21 には、故人の戒名あるいは俗名の画像データが記憶されており、納骨堂 1 に参拝に来たとき、外部ガラス仕切り 16 の下方の開閉可能部分 23 を開け、メモリ受け台 22 に持参したUSB メモリ 21 を挿入する。デジタルフォトフレーム 18 はUSB プラグとUSB レセプタクルとが接続したことを検知すると、USB メモリ 21 内に記憶されている画像データを読み込み表示させる。

これにより、参拝者は、縁者である故人の墓にお参りしているのと同様の感慨に浸ることができる。ここで、戒名にかぎらず、故人の遺影でもよく、静止画に限らず動画でもよい。要は、故人を偲ぶにふさわしいと思う画像データを記憶させ、参拝時に表示させればよい。

USB メモリ 21 は、データの消去、追加は自由なので、画像データを後から適宜追加したり、変更したりできることは言うまでもない。

30

なお、本実施形態では、USB メモリ 21 を合掌の形状にしている（図 1 と図 4 を参照）が、これは、宗教的な演出を意図したものである。市販のUSB メモリ 21 をそのまま使ってもよいが、規格のある部分以外は、適宜意匠的な工夫を施すことは自由である。

【0025】

参拝者は、納骨堂 1 の前面のガラス 16 及び 17 を透して祭壇部 12 、特に電子的な位牌 19 を見ながら故人に祈りを捧げることになる。

参拝者は、帰る時にUSB メモリ 21 をメモリ受け台 22 から外すと、デジタルフォトフレーム 18 はUSB メモリ 21 と非接続状態になったことを検知して、表示中の戒名画像などを消去し、仏像などの汎用的な画像を表示させる。次の参拝者が訪れたときに、他人の戒名等が表示されているようであってはならないからである。

40

【0026】

電子的な位牌 19 として、パソコンで制御される液晶ディスプレイなどを利用してもよい。しかし、本発明では、デジタルフォトフレームの利用が好ましい。

なぜなら、この納骨堂 1 の需要者には小規模な寺院も含まれるので、設置費用が安価であること、運用開始後の保守が容易であることが望まれるからである。また、USB メモリに記憶されている画像データを表示するだけでよいので、参拝者を識別するためのID をUSB メモリ内に入れたり、参拝者や故人の情報を登録したデータベースを用意したりしなくてよい。さらに、デジタルフォトフレームであれば、太陽光発電パネルから得られ

50

る電力で十分に動作させることができる。

【0027】

以上、本発明の実施の形態について説明したが、これは一例にすぎない。

環境への配慮の観点から太陽光電池の使用が望ましいが、商用電力の使用を排除するわけではない。

上記の実施の形態では言及していないが、適宜換気ファンや室内照明などを取り付けてもよい。

祭壇部の須弥壇上には、図示はしていないが、電子的な位牌と並べて、仏像等を安置してもよい。

上記の実施の形態では、ケーブルでデジタルフォトフレームに結線されたメモリ受け台で U S B メモリを接続しているが、U S B メモリのコネクタ部をデジタルフォトフレームに直接接続してもよい。 10

胴部は4つの壁面からなるが、6面でも8面でもよく、4面に限らない。

【産業上の利用可能性】

【0028】

地価の高騰、交通の便のよい墓地に空きがないなどの理由で墓を建立できないとか、墓建立までの期間中に遺骨を預けておきたいといった人々のニーズに応えるために、寺院が納骨設備を低価格かつ短期間に設置することが出来る。

【符号の説明】

20

【0029】

1 納骨堂

2 胸部壁面

3 屋根

7 太陽光発電パネル

10 (納骨堂内部の) 空間

11 耐火性金庫

12 祭壇部

13 骨壺

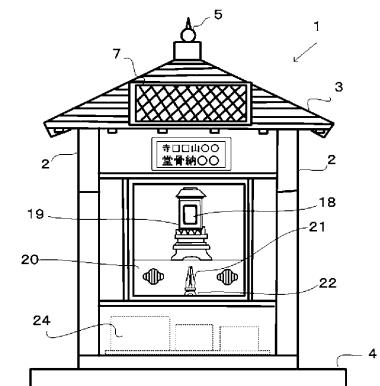
18 デジタルフォトフレーム

30

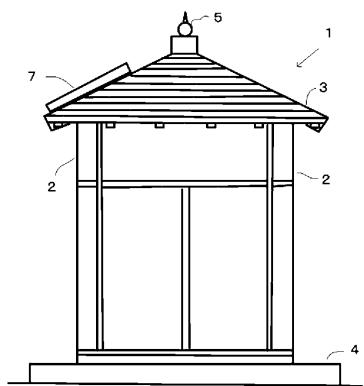
19 電子的な位牌

21 U S B メモリ

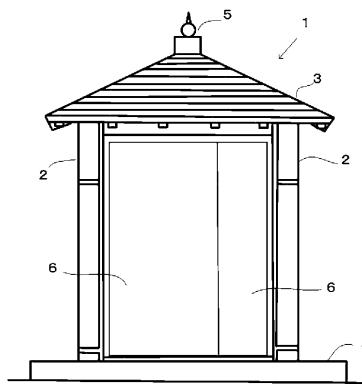
【図1】



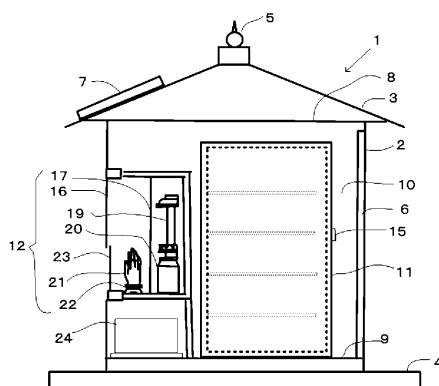
【図2】



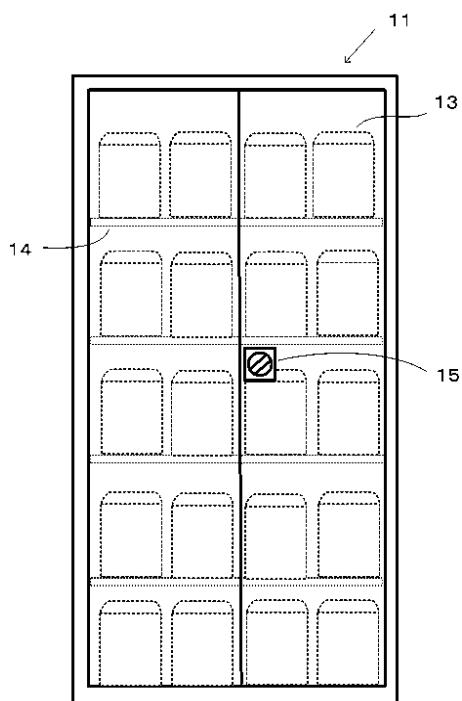
【図3】



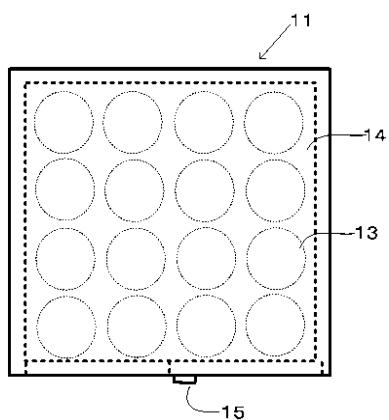
【図4】



【図5】



【図6】



フロントページの続き

(56)参考文献 特開2003-079508(JP,A)
登録実用新案第3125715(JP,U)
特開2003-047556(JP,A)
特開2008-165009(JP,A)
特開平08-173308(JP,A)
特開平07-100051(JP,A)
特開2000-237017(JP,A)
特開2005-287612(JP,A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

E 04 H 13 / 00
A 47 G 33 / 00 - 02